

令和7年12月4日  
神奈川労働局

## 神奈川労働局雇用環境・均等部企画課における個人情報漏えい事案について

神奈川労働局（局長 児屋野 文男）は、雇用環境・均等部企画課（以下「企画課」という。）において発生した補助金電子申請システム（以下「J グランツ」という。）における誤送信について、下記のとおりその事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 記

#### 1 概要

職員Aが、J グランツにおいて、X社の業務改善助成金の交付決定通知書（PDF）を誤って、J グランツ上のY社のページにアップロードしたもの。

#### 2 事実経過

- (1) 令和7年10月8日、X社の業務改善助成金の交付決定の決裁が終了したため、交付決定通知書の送付作業を開始した。
- (2) ここで、X社は、J グランツを使用して業務改善助成金を申請しているので、交付決定通知書もJ グランツにアップロードする必要があった。このため、職員Aは、J グランツの処理画面からX社を選択したつもりが、誤って一つ上のY社を選択した。
- (3) 職員Aは、Y社を選択したことに気付かずX社の交付決定通知書をJ グランツ上のY社のページにアップロードした。
- (4) 同年10月9日、Y社から企画課宛てに「他社の通知が届いている。」との連絡があった。
- (5) 同年10月10日、X社に対しては企画課長が、Y社に対しては助成金係長が事案を説明の上謝罪し、謝罪は受け入れられた。

#### 3 発生原因

J グランツを使用して、交付決定通知書をアップロードする際、ダブルチェックを怠ったこと。

#### 4 再発防止対策

##### 【企画課における取組】

- (1) 令和7年10月10日及び14日に、企画課長から当該業務担当の職員に対し、J グランツにおいて、交付決定通知書等のPDFをアップロードする際、ダブルチェックを確実に行うように指示した。また、同月14日に、企画課長がアップロード時に確実にダブルチェックを実施できるか作業状況の確認を行った。
- (2) 同月15日に、企画課長から企画課職員全員に対し、メールで事案の概要の共有及び注意喚起を実施した。
- (3) 同月24日から、企画課長が企画課の職員全員と面談し、J グランツを使用して、交付決定通知書等のPDFをアップロードする際、ダブルチェックを行うことを理解しているか確認した。

#### 【神奈川労働局における取組】

令和7年10月14日に、総務企画官から全所属長宛てに注意喚起メールを送付し、ダブルチェックの徹底について指示した。

#### 【担当】

神奈川労働局 雇用環境・均等部  
企画課 企画課長 下川 真徳  
課長補佐 審(タカラ)和代  
(電話) 045-211-7357